

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號一第 卷五十二第

行發日一月七年二和昭

論叢

公益團體の課税

法學博士 神戸 正雄

マルクスの農業労働者に関する見解

法學博士 河田 嗣郎

ミルのエソロヂー論

文學博士 米田庄太郎

時論

上海中立に關する一考察

法學博士 末廣 重雄

說苑

宗門人別改制度の沿革

經濟學士 菊田 太郎

工業分布論に關する文獻

經濟學士 黒正 巖

雜錄

精神労働者と獨逸所得税法

法學士 沙見 三郎

獨逸都市に於ける乗合自動車交通

經濟學士 山口 信男

スミスとリストの經濟發達階段説

經濟學士 上田藤十郎

京都帝國大學經濟學會大會記事

法令

國債整理基金特別會計法中改正・不良住宅地區改良法・土地貸賃價格調査委員會法・土地貸賃價格調査委員會法施行規則

説苑

宗門人別改制度の沿革

菊田太郎

一 緒 言

本邦に於て全國的人口調査は徳川八代將軍吉宗の時に始り、享保六年以後子午兩年に實施せられ、以て幕末に至つた。その結果は吹塵録官中秘策等に收録せられ、之によつて我々は徳川時代中期以後の我が人口、及び其の變動の趨勢を明にし得るのである(註一)。併しその傳ふる所は單なる人口總數(稀に男女別を具ふ)に止まる故、精細なる研究を遂ぐる爲には不充分たるを免がれないのである。

之に反して一地方かぎりの人口統計には年代古く、且つ詳細なるものが尠くない。即ち先づ元和寛永時代の細川藩(元和には豊前小倉藩、寛永には肥後熊本藩)、寛文延寶以降の蜂須賀藩(阿波徳島藩)等に於ける棟付改帳、次に寛永寛文の頃から全國に亘つて編製された宗門改帳人別

1) 細川藩の棟付改については、伊東、江戸時代初期の戸口調査(歴史地理第四十八卷第六號)

帳、及び五人組帳に記載された人口統計が之である。棟付改は全國にどの程度迄行はれてゐたか、明でないが、宗門改人別改五人組は徳川時代民治の根幹として全國に施行せられてゐた。

棟付改の研究は之を後口に譲り、本稿に於ては宗門改人別改制度の沿革を略述する(註三)。兩者は元來別個の制度であるけれども、密接な關係を有し、併合されてゐた場合が多いから、研究の便宜上之を一括したのである。尙稀には五人組帳と人別帳とが併合せられた事例があるけれども、未だ詳にせぬことが多い故、暫く之を度外視する。

(註一) 享保六年以後の幕府の人口調査及び其の結果に就いては本庄博士「徳川時代の人口」參照

(註二) 宗門改人別改を一括して取扱つた論文には萩野博士「近世の戸籍法」、宗門改のみに就いては内藤氏「切支丹改考」、岡

田博士「徳川幕府切支丹宗門改考」があり、立場は異なるが姉崎博士の著「切支丹宗門の迫害と潜伏」及び「切支丹禁制の終末」中にも、之に言及せられてゐる所が多い。

二 宗門改人別改制度の概観

宗門改人別改制度の沿革に入るに先ち、その完成期に於ける實施方法を大略記述することゝする。但し徳川時代に於ては幕府は諸制度の大綱が定めるのみで、その細目は各藩の自治に委ね、或は各地の慣習に任せてゐたから、この制度の如きも極めて區々になつてゐた。今は單にその典型的な場合を記すに止める。

宗門改は年々定時に各地住民を召集して、係役人列座の前で基督教徒にあらず、一定佛教寺院

2) 穂積、五人組制度論、51頁
3) 元文二年、三ヶ浦村五人組御改帳(京大經濟研究室藏)、享保六年五千石領新家村
田村百姓五人組帳(徳城五人組法規集所收)、明治三年攝津國堂島郡今在家村
御改人別 人組帳(同書所收)等
4) 經濟論叢第二卷第五號、後「經濟史研究」に採録さる

の旦那なることを宣誓せしめたものである。又之が徹底を期するため、旅行移住の場合には寺請狀を携帶せしめ、尙寺及び村方からは宗門改帳を徴した(註二)。

宗門改の實行方法は、宮津志に收めてある左の布告によつて、その一斑を窺ふことが出来る。

覺

一、當町宗門御改帳入別印形來ル廿日夕金屋谷於佛性寺可申付條、右之場所に名主組頭罷出、町中男女町切りニ無混雜繰出し、作法宜敷申付候。尤町内明キ不申候條、火之番殘置、先達而罷出候者罷歸候上、殘候者可罷出事。

一、病人歩歩行不相叶者は改之場所に罷出に不及候條、其者共名壽其節可差出候。此方役人差遣し、病體可相改候間、可得其意事。

一、御直奉公人并御家中奉公人男女共改之場所に罷出に不及候。右奉公人主人之名前無相違様に書記可差出候。此方より先々罷可相尋候間、其心得可仕事。

一、右御改之役人列座へ案内無之何者に而も差出申間敷候。當地之寺院住持寺内帳持參候様に先達而相觸置候間、右之而々にも列座へ被罷出候様手遊可仕事。

一、右之場所に煎茶煙艸之他一切差出申間敷候。馳走ケ間敷儀堅く停止に候。佛性寺にも其趣可相傳候事。

右之通相心得惣て町中家内火之元別而入念候様、急度可申付候也。

甲子三月 日

町 奉 行

入別改御奉行橋本勘左衛門様

(以下連名略)

寺請狀は寺から出した某人の切支丹に非ざる旨を證する證書であつて、その制は次の如くである。

5) 法制論纂、1347—1411頁
 6) 同書、1188—1206頁
 7) 史學會論叢第一輯、265—301頁
 1) 丹後宮津志361頁

宗旨手形之事²⁾

一、御池通六丁目 長岡屋久兵衛借屋

大和屋利助

下女 いそ

人 貳人

西本願寺院家當院旦那紛無之候。切支丹之儀者不申及、轉ニ面も無之候。若宗旨之儀ニ付脇方訴人有之彼者切支丹宗門ニ相究候へ、御公儀に罷出、拙僧越度ニ可罷成候。爲後日之寺請狀仍而如件。

文政八戊午

萬福寺々判

十一月

役僧 善照寺々判

● 渡邊玄仲殿へ

宗門改帳の一例を摘録すれば、

宗旨御改帳

明和五子年 下書

と表紙に書して、内に

宗旨請狀之事

家主 與惣右衛門 年四拾五

女房 房 年廿九

悴 友 七年廿

娘 ぬ い 年三歳

説苑 宗門人別改制度の沿革

第二十五卷 八九 第一號 八九

2) 大坂市役所圖書室藏
3) 筆者藏

弟 要 助 年三拾

母 知 善 年六拾貳

(中略)

右之通妻子共都合二百四十八人先祖より代々淨土眞宗ニ而拈僧且那ニ紛無御座候。御法度之切支丹ハ不及中、類族ニ而も無御座候。若以來御法度之宗門と申訴人御座候ハ、拈僧罷出申譯可仕候。爲後日寺請狀仍而如件

京都佛光寺末流當村

明和五年

妙圓寺

三月 日

緇 密

小田切鐵之丞様御内

中村文左衛門殿

と書して居るのであつて、單に寺請狀を集めたものと見て、大過はない。

人別改は單なる人口調査であり、人別帳は現今の戸籍に相當する(註二)。而して人別帳の正確を期するため別に出生死亡移住來住等を録した帳簿を編製するのが普通である。丹羽藩(陸奥二本松藩)人別改の實行方法は「人面改之覺」に頗る明瞭に記されてゐる。

一、人別改廻村種蒔濟候頃より出郷いたし候事。

一、先觸へ一日切之改時付、並改後泊り又は翌朝改の譯、書出し指出候事。

一、改指掛り無據譯を以て他所へ暇遣候もの控帳へ附札いたし置候て、歸次第宅へ呼出し塗面見候事。

一、面見の次第は人帳の頭へ一家内切白砂へ罷出、名主呼掛、手代控帳へ點合、代官御帳控居候事。

一、病人改は隣村名主遣し改させ候。尤村々にて病人帳任立、村役人印形ニ而指出候間、改名主へ相渡爲改候。尤其村目付致

4) 生死帳、出入別入人別帳等

5) 二本松藩史、568—570頁

同道、改濟候得ば、無相違旨改名主村日付奥印指出候間、人帳面突合致點合候事。

但、組合に依り見習御免之名主悴互連、病人改させ候義も有之候事。

一、面見相濟候家主え許り御誓書御條目讀聞せ候。留守居候は、揃次第面見いたし候。都て村々風俗も相知候間、心を付可申候事。

但、組合に依り名主に讀せ候も有之由に候得ども、其時名主を始め爲讀聞候事に候間、名主に爲讀候は不可然候。手代に讀せ候て可然候。

一、一軒切の暮方見候ため裝束等えも心を付可申候。風俗の儀は人面改に限かねがね心を付可申候。且兼て人柄不立もの等、改之節大勢之内にて叱候類宜候。尤善行のものも右同様譽可申候。

一、廻村道筋の在家は其場所切に致面見候。左候得ば、其日農業の妨に不相成候事。

但、當時は大方名主宅え一村不殘相集め致面見候。乍然場所により可有此心得事。

一、改之節病氣にて不遂面見候者、並當分履之斷にて不罷出候者、老病之外夏毛檢見之節御道筋え指出置候様申達し、遂面見候事。

一、人面改相濟歸宅後人帳惣寄申付、吟味判之上、郡奉行中へ指出候。尤若鷹小者帳同斷。

一、子午兩年人別改公儀御書上ニ相成候間、村切改帳取上、並惣寄帳も指出候様、郡奉行中へ申來候間、村々へ申達し、寄申付寄帳仕立可指出候。案詞別帳有之、略す。

但、人別外之者迄書出候事に候間、人別帳より人数相増候事。

一、人帳改之儀は、家々男女之内留守居一人宛殘し置、改濟候後爲代申候て、面見可被致候事。

一、改之場所へ呼出し候節、火の用心のため、その所の大小に隨ひ、三四人も十人迄の内見計り、在家限り廻り番可被申付候。尤右之ものは留守居のもの同様、改之節爲代候て、改可被申付候。本村へ離程遠き端郷えは、御代官中別に相越改可被申候事。

一、病人極老人等の改節其場所へ難罷出候者有之節、手代指遣し、其様子見届させ可申候。尤右類之者所々に有之、手代許りにて難成義に候は、臨村之名主え組頭相添遣、改候様可被致候事。

人別改の如何なるものなりしやは、之によつて詳に知り得るのである。

人別帳の代表的なものを示せば、

享保廿年

家數人別牛員數帳

卯三月

攝州島下郡橋之内村

一高四拾石五斗六升

重右衛門印

一屋部壹ヶ所長貳拾三間
横貳拾三間

一本家梁三間
桁八間半

一物置梁壹間半
桁貳間半

一物置梁壹間半
桁貳間半

一門稻梁壹棟
梁壹間半
桁四間半

一灰梁壹間
桁壹間半

棟數ノ五ツ

六拾歳代々當村住民

五拾歳 河州交野郡禁野村

一重右衛門

一女房了圓娘

惣領貳拾七歳

三番目男子拾四歳

一平左衛門

一甚六

下男貳拾歳

下男拾貳歳

一喜藏丹州南山市郎兵衛弟
年季ニ召抱申候

一藤藏攝州島上郡西面村角助
世傳年季居石抱申候

下女貳拾歳

一また 郎兵衛娘年季ニ召抱申候

男五人

女貳人

外ニ
半壹疋

貳番目男子國四郎貳拾壹歳大阪眞齋橋筋油屋屋平右衛門方へ五年以前奉公仕居申候。妹さよ三拾八歳攝州島下郡中穂積村五兵衛へ貳拾壹年以前ニ縁付仕居申候

一水吞

作兵衛印

一屋鋪 梁貳間 重右衛門屋鋪借リ、家ハ自分ニ建居申候

一木家 梁貳間 折五間半

一雪隠 梁壹間 柵貳間半

棟數 貳ツ

五拾貳歳

一作兵衛

惣領男子拾八歳

一善太郎

男貳人
女貳人

外ニ

三拾六歳 攝州島上郡唐崎村
一女房 六兵衛娘
貳番目女子五歳 一すく

弟長兵衛四拾三歳攝州島上郡西面村彌左衛門方へ拾年以前ニ養子ニ參居申候

(申略)

家數 八軒 居屋鋪
合拾八軒 内 八軒 隱居
寺數 壹軒 借屋鋪
寺屋鋪 壹軒 寺屋鋪

人數合七拾七人

高持三拾壹人
四拾四人 男
水香拾貳人
寺壺 人

内

三拾三人 女
高持拾六人

寅年御改以後増減人

一壺人

一貳人

一貳人

一壺人

一三人

右者寅年御改以後人數増減如斯ニ御座候

高合百石九斗八升

外ニ

一高三拾石六合

一同八石壹斗壹升壹合

一同貳拾七石四斗六升壹合

出生仕候

他所ニ養子ニ參候

他所ニ奉公ニ參候

縁付ニ參候處不縁ニ付減シ候

死去仕候

中城村

出作 御右衛門

出作 同村

出作 常稱寺

出作 茨木村

出作 萬 蹟

右之通當村人別牛員數明細ニ吟味仕毛頭不懸置書上ケ申候。若相違之儀有之後日露顯仕候は、此判形のものとも曲事可被仰付候自今以後採取並子賁出來或は下人を抱、若又不叶子細在之當村へ參増候分、他所へ縁付并奉公ニ出シ或は減シ申候分、有

之品々庄屋年寄方ニ書記置委細帳面ニ記指上申候。以上。

享保貳拾年卯三月

攝州島下郡橋之内村 庄屋

重右衛門印

(年寄名印略す)

小堀仁右衛門様

宗門改と人別改とは右に記した如く、全然別個の制度であるが、同じく各住民の状態を調査するを趣旨とせるものであるから、これを併合して行つた場合が極めて多い。之を宗門人別改と云ひ、其の際編製した帳簿を宗門人別改帳と云ふ。

(註一) 宗門改帳の名稱には、宗旨御改帳、切支丹宗門御改帳、切支丹御改五人組帳、家持借屋毎月判取帳、寺請狀、差出申宗門改證文之事、仕上連判書物之事等種々ある。

(註二) 人別帳にも、人別帳、家數人別半員數帳以外に、組中人々手前品々覺書帳の名稱がある。

三 宗門改人別改制度の沿革

宗門改は島原亂以後に始めて施行せられ、又之を徹底せしめるため人別改が行はれるに至つたと説かれてゐる。併しながら、これは極めて粗漏な見解と云はねばならぬ。何となれば、寛永十四年の島原の亂以後宗門改人別改制度が整備普及したのは否み難き事實であるが、之より先、同十一年の宗門改帳が現に存在し、又享保十九年に至る迄人別帳を具へなかつた所もあるからであ

1) 長崎市史、風俗編、174頁

る²⁾

抑々天文年間に傳來した基督教は九州を根源として短日月に全國に浸潤波及した。織田信長は之に對しむしろ好意的の立場を持し、豊臣秀吉もその方針を踏襲したのであるが、天正十五年に至り、一轉して、之を禁することとなり、徳川幕府時代に入つてから、愈々其の甚しきを加へた。慶長以來屢々邪教の禁を令し、また教徒を殺戮放逐してゐるのである。この時に既に宗門改を行つてゐるのであるが、それは後の所謂宗門改とは異なり、各領主は領内の異教徒を檢察し、領外よりの旅行者移住者を調査するに止り、一般人民をして基督教徒たらしめることを證せしむるに至らず、又宗門改帳の如き特定簿冊を編製する迄には及んでゐなかつたと考へられる。蓋し島原亂後に至るも、諸侯が領境にて基督教徒を檢察して交通の妨害をなすは宜しからず、と令してゐるからである。かゝる取締方法が一轉して、宗門改帳を編製し、各人をして佛教信者たることを宣誓せしむるに至つた時期は明でないが、「寛永十一年戊七月廿七日(長崎)平戸町人數改之帳」³⁾ 艸案が現存してゐる。この帳では先づ各人の宗旨檀那寺を記し、次に淨土宗ならば「十念授申候」、法花宗ならば「經頂き申候」、爾余の宗旨ならば「寺參仕候」と書き、然る後各人の姓名或は名のみを録し、その下に花押、爪印等が加へられてゐる。これ宗門改帳の略完成されたものと見得るのである。之によつて特定異教徒に對する隨時的宗門改の變じて、一般人民に對して行はれ且つ宗門改帳によつた宗門改が、即ち眞の意味に於る宗門改が、地方的には既に寛永十一年乃至はより以前に行はれてゐたことを證し得るのである。

2) 萩野、前掲(法制論叢1410頁)

3) 享保集成絲繪錄二十一所收、寛永十八年五月の令

4) 長崎市史風俗編、174頁

一方人別改の創始期如何と云ふに、未だ之を詳にしない。或は、「武家の世なりとて戸籍なく
て民政の行はるべきにあらず」、宗門改創始以前に「必ず戸籍を備へ置きしことなるべし」とて、
嚴島文書秀吉高麗陣文書に

一家數人數男女老若共に、一村切に可被書出候事。付奉公人は奉公人、町人は町人、百姓は百姓と、一所に可書出事、書立案
文別紙遺候事。

三月十七日

安 國 寺
佐世三左衛門

とあるを引用した説がある。併しながら、同じく嚴島文書中に

一在々村々より奉公人侍小者いか程相立、殘人數いか程有之由、帳を作り可出之旨可申渡事。

一並、船人有之所へ有可爲同前候事。

一在々田畑不荒蕪に念を入、可申渡事。

一御陣御留守中國中在々にて、諸事狼儀無出來様に念を入、可申渡事。

とあり、又秀吉より吉川家への黒印狀に

急渡被仰遣候。高麗へ召連候船頭加子共相煩、過半死候由申越候。然者、其方々浦々に相殘候加子共悉相改、かみは六十、下
は十五を限、可罷渡之旨、堅申付、相副奉行、可差越候

とあり、又この調査の際、伊達政宗の代官石田豊前守の起請文中に、

一羽柴伊達侍從分國之内、奥州名取南方岩沼ノ城石田豊前守居城拜領と有之所々村々、家數奉公人侍中間百姓舟人何程有之書
付、有様ニ其從村々帳ヲ一帖宛作り立、村々所々百姓起請文相添、使者六月十五日ニ此方ヲ出シ可申候。(下略)

5) 萩野、前掲(法制論叢 1348-1349頁)

6) 相田、豊臣秀吉の戸口調査(歴史地理第四十六號第六號)及び再び豊臣秀吉の
戸口調査に就いて(同誌第四十七卷第四號)による。

と記して居るのを綜合して觀察するとき、此の調査の朝鮮征伐に必要な軍夫水夫を徵發せんがための臨時のものであり、且つ單に家數人數を注進せしめたに過ぎぬのは明白であるから、之を以て戸籍ありしものとは推斷するを得ないのである。自分は却つて、純粹に人別帳と見るべきものに後代のもの多きこと、享保六年に吉宗が全國的人口調査を行はんとせし際未だ人別帳なかりし町ありしこと、宗門改帳が人別帳の色彩を帯びしは次に述ぶる如く鳥原亂後なること等より、宗門改帳より遅れて發生したと解する。従つて俗に説かれてゐるやうに、人別改は宗門改の徹底を期するため勵行せられしと見て、大過なしと考へるのである。

宗門改帳と人別帳とを兼ねたもの、即ち宗門人別改帳の古きものは、鳥原亂の直ぐ後に行はれてゐる。即ち自分の知り得たものに、寛永十八年大阪菊屋町の「宗門改帳」、及び「寛永十九年長崎平戸町人別生所糺」がある。

菊屋町の宗門改帳には、開卷先づ毎年町中五人組にて切支丹の検査を勵行すべきこと、切支丹に宿を借す者の刑罰定まりし以上疏略なかるべきこと、他所より移住し來りし者の寺請狀を徵すべき事の三ヶ條を誓ひ、追加として浪人に家屋貸與の手續を記し、次に各家族の氏名列舉し、上欄に宗派且那寺を記載し、最後に町年寄と月行事とが奥書を加えてゐる。

次に平戸町人別生所糺を見るに、

一年八拾

石本新兵衛

生國恣州のもの、拾四ノ歳ニテ長崎大村町ニ參、きりしたんに罷成候へ共、とう(一)の年水野河内様御代ニ、當所ニ而(二)と

7) 大阪市史第一、330—332頁

8) 京大圖書館に影寫本を藏す。

び、法花宗に罷成、本蓮寺ヲ頼申候。父母生所同所之もの、元來法花宗ニ而、我等幼少之時平戸へ罷越、父ハ四十五年以前ニ、母ハ四十年以前ニ同所ニ而、二親共ニ病死仕候。

一年七拾四

右之
女房

生所平戸のもの、九歳ニ而長崎大村町に參、きりしたんニ罷成候へ共、竹中采女様御代ニ當町ニ而ころひ、同宗同寺ヲ頼申候。父母生所平戸のもの、元來淨土宗ニ而、二親共に我等幼少之時在所ニ而病死仕候。

一年三拾

右之下女
きく

生所大村之内からり村之者、九歳のとしにきりしたんニ而長崎平戸町に參、竹中采女様御代ニ當町ニ而ころひ、法花宗に罷成本蓮寺ヲ頼申候。父母右同所之者、在所ニ而廿五年以前ニころひ、淨土宗に罷成、父ハ于今存命ニ而、在所ニ罷居申候。

母ハ寛永壹年ニ在所ニ而病死仕候。

一年拾貳

元來同宗

右之きく娘
はつ

庭子ニ而父しれず

(中略)

家持借屋人數合貳百貳拾八人内 男百六人 女百二十二人

右町内家持借屋男女不殘相改申候。高麗人並きりしたん事ニ付江戸へ參候もの、きりしたん御政道之岡山山り又ハきりしたん寺に奉公仕候もの、天川へ被遊候もの、親類吟味仕、諸人を取置申候。其外他所他町ニ而ころひ候もの、元來迄も念を入改申候。

寛永十九年

午ノ

拾貳月廿五日

平戸
組頭

堀喜兵衛花押
(以下組頭名花押略)

改人
寺田彌左衛門

とある。之によつて考ふるときは、宗門人別改帳は宗門改を嚴密ならしめた結果、宗門改帳の發達して生じたものであると云ひ得るのである。

之を要するに宗門改は島原亂よりも少しく前に始り、宗門人別改は亂後暫くにして始まり、純粹の人別改の創始は最も遅れたものゝ如くである。

島原亂後と雖も尙基督教徒が各所に潜伏し、その發覺が絶えなかつたから、幕府は之が檢察警戒を怠らず、宗門改人別改を嚴にし、又た五人組の發達普及に意を注いでゐる。大阪の事蹟に徴するに、寛永十六年の菊屋町宗門人別帳以降のものとして、萬治二年(菊屋町)⁹⁾、寛文元年(道修町三丁目)、同五年(同町)、同十年(同町)の宗門人別帳がある。前四者が何れも切支丹に關する取締規程のみを記して、略々同制式に従へるに對し、寛文十年以下の帳には「一切支丹禁止、博奕禁止、隱遊女並に若衆禁止」、即ち所謂三ヶ條法度を冒頭に記し、次に町内戸主の屋號名を署して各々名頭に捺印し、最後に町年寄の奥書して御番所宛とすること、悉くその撥を一にして居る。この事實と、後年大阪に於て古來よりの人別帳を徵するとき常に「寛文以來の云々」と云へること、攝津國西成郡海老江村の宗門人別御改帳が後まで寛文四年の令を冒頭に記せること、享保年間吉宗の問合に對し諸侯の古來の人々を報せし書中、寛文延寶の人口を始とせるもの多きこと等を、併せ考ふれば、寛文末年に至り宗門改人別改は全國に行はると共に、又殆んど完成固定の

9) 二十一、375頁
 10) 大阪府立圖書館藏、第一、376—378頁
 11) 大阪府立圖書館藏、第一、376—378頁
 12) 大阪府立圖書館藏、第一、376—378頁
 13) 大阪府立圖書館藏、第一、376—378頁

域に達したもののやうである。

寛文延寶の完成以後と雖も、宗門改人別改制度の改變せられた點は絶無ではないが、その根本に觸れたものは一も存しない。その内や、注意すべきは、吉宗の人口調査が人別改を精密にするに效ありしこと、松平定信が寛政の改革に當り、宗門人別帳の制を嚴にし、後水野忠邦が天保中その跡を追ひ、又在方より江戸の人別に遷るを禁じたこと等であらう。

安政の開國と共に長崎に於ては踏繪は廢止したけれども、宗門改は依然之を行ひ、他地方の宗門改人別改は些の變化をも受けなかつた。明治政府も當初は幕府と同十態度を採り、慶應四年三月付太政官高札には「一、切支丹の儀は、是迄御制禁之通、固く可相守候事」と記し、僧侶の「…宗印形改之儀、舊來之通、諸寺院え被仰付候様……」との願出を聽許した。従つて宗門改帳人別帳は維新前の儘に、或はその所載法規に些の改正を加へて行はれたのである。

宗門改人別改の廢止せられたのは、戸籍を編製せられる事となつてからである。而して戸籍は京都府等に於ては明治元年に始るけれども、一般に施行せらるゝに至つたのは明治四年である。故に宗門改人別改の終末は明治四年と見るべきである。大藏省の左の達しは此の間の消息を最も簡明に現はしてゐる。

先般戸籍法改正ニ付、從前の宗門人別帳被廢候條、自今不及差出候事。

辛未十月 日

宮津藩 中

大藏省

説苑 宗門人別改制度の沿革

第二十五卷 一〇一 第二號 一〇一

14) 竹橋餘筆別卷八、圖書刊行會本竹橋余筆 443—447頁
15) 天保成集新編卷六十二、教民金鑑十三、市中取締類集九ノ百八
16) 長崎市史民俗編 191, 194頁
17) 石井、明治新神佛起原、151頁
18) 明治維新神佛分離史料、上卷 88頁

上述によつて明な通り、純粹の人別帳として専ら村方に於て作つたものは甚だ稀であつて、多くは僧侶が關係してゐる所から、荻生徂徠、中山竹山等儒者にして之が改正を論じた人は尠くない。併しその論が實際に影響した跡は殆んど認められない。

之に反し、佛教に代ふるに神道を以てし、宗門改帳を廢して氏子帳を編製せんとする企圖は、實現せられた例がある。

先づ最も古い事蹟としては松平新太郎光政の改正である。日本教育史料所引「芳烈祠堂記」に、
故國主從四位下左少將源朝臣、小字新太郎、(中略)於是公時權宜以告於東都、令祠官各監邪蘇以出證狀、可謂後世治國之良法也。

と見えてゐるから、實行せられたものであらう。

次に水戸中納言齊昭も、之を試みんとし、次の如き令を下した。²³⁾

御郡奉行、

一 郷一社之儀追々御世話被爲在候處、猶又此度村々氏子帳之儀被仰出間、左之趣を以無油斷可相改候。

一、村々鎮守ニ而氏子帳仕立、社人取扱可申候。

但、當時有之人別相認候儀ハ勿論、以前の分へも過去帳にて相分候分ハ、夫々相認可申候。

一、出生有之候ハバ、村役人並親類同道官參いたし社人宅へ罷越、氏子帳へ名前相認可申候。

一、死亡之節ハ其神牌出來、村役人並親類一同社人宅へ罷越、題主いたし、何月何日相果候段、氏子帳へ相記可申候。

一、男女其他郡他村へ養子又は嫁人致候歟、又は他より其村へ養子嫁取等致候ハバ、其時々村役親類一同神參致、社人宅へ罷

越、氏子帳人別除加可致候。

(大版府立圖書館藏)

19) 明治元年大版府立圖書館藏
20) 同前、明治元年大版府立圖書館藏
21) 同前、明治元年大版府立圖書館藏
22) 同前、明治元年大版府立圖書館藏

但、他所を參候而百姓立致候類も同斷ニ候。

右之趣社人ハ勿論村々得と相辨、心得違無之様可被取計候。

更に明治三年六月には民部省より氏子改假規則を發布し、その第一條に「華族より士族卒庶人に至るまで、其の地の籍に編入する者は、都て其産土神社へ名簿を納め、神社の印證を受け、所持可致事」と定め、翌四年七月には氏子取調規則七ヶ條を令してゐる。²³⁾

水戸齊昭の案、民部省の案、何れも實施されたか否かを詳にしない。

自分の知り得た氏子帳の唯一の例は丹後國中郡三重村のそれである。

明治五年申年

三谷神社氏子改帳²⁴⁾

一月 日

壹番居屋舖

一三谷神社氏子

三重村上分六十七軒

實文當村忠次郎亡二男
養父又兵衛亡

治郎 兵衛

文化二乙丑年九月十日朝五ツ時生ス六十八歳壬申

又兵衛亡長女

妻とら

文化元甲子年十月晦日夜九ツ時生ス 六十九歳

二男 嘉 左衛門

天保四巳亥年七月廿八日夜五ツ時生ス 四十歳

二男 嘉左門妻

23) 石井、明治事物起源、138—139頁

24) 三重郷土誌、490頁

弘化二己巳年十月十一日生

二十六歳

(以下略之)

四 宗門改人別改制度の目的の變化

宗門改人別改の目的は専ら基督教徒の禁止取締にありたりとの見解が、通俗に行はれてゐる。併しながら、此の見解は、此の制度が島原亂後始めて實施せられたとする見解と等しく甚だ不正確である。

自分は本制度の目的が、當初は主として基督教禁止と浪人取締にあり、後には一般行政の便宜にあつたと考へるのである。

基督教禁止を目的として本制度の施行せらるゝに至つたことは改めて述べる迄もないから、専ら浪人の問題のみを論ずる。第一に浪人と基督教との間には相當密接な關係があつた。即ち慶長頃より基督教信者たるの故を以て改易せられた諸侯、放逐せられた武士は尠少でなかつたから、基督教徒の彈壓と浪人の取締とは、ある程度まで重複してゐるのである。第二に、浪人は徳川幕府に對して社會諸階級中危険性の最も大なるものであつた。前にしては大阪兩度の役、後にしては島原亂及び慶安事件、何れも此の危険性を如實に感せしめた。従つて幕府はあらゆる手段を講じて浪人を滅じその危険性を減ずるに努めた。かゝる際に切支丹改の如き好理由を看過すべしと

- 1) 栗田、江戸時代初期に於る牢人の發生に就いて (社會學雜誌第二十七號43—47頁)
- 2) 同論文、(社會學雜誌第二十七號27—28頁)

も思はれないから、幕府は最重要政策の一たりし末期養子の禁を緩和すること等によつて、浪人の發生を防ぐと同時に、基督敎禁止を名として浪人の誅戮或は取締を圖つたと見做し得るのである。割合に古い形式を保存したと思はれる文化十五年の近江國犬上郡彦根平田町切支丹御改五人組帳に

一 請半人行人山伏陰陽師請勸進行衛不知者乞食非人ニ、一夜之宿も借し中間敷候。切支丹非人ニ紛於申候由、心ヲ付吟味可仕候事。

一、御當家御代々御勘氣人之子孫、男女共壹人も無御座候事。

一、關ヶ原御陣大阪御陣之刻、御敵方一手之大將分、井物頭、共砌出頭人之子孫、男女共壹人も無御座候事。

とあり、また正徳年間の移轉に關する規定

一 毎月人別相改候以後、親類縁者に而も差置候節ハ、家持ハ年寄に、借家ハ家主に、人數増減之謬、相斷可被申候。吟味之上確成者候は、家主加判之證文取之、差置可申候。此義先年々度々被仰出候處、近年町中浮人多、請論之出入有之節御吟味紛敷、正徳四年午八月御吟味被仰付候處、三十七年以前辰三月類焼ニ而帳而不殘失候故、夫々毎年十月帳而相改候。

が寶曆十年大阪農人橋二丁目家持借屋毎月判取帳に記されてゐるのは、之が一證となし得る。但し、浪人の取締をかく文面に出してゐるのは稀であつて、一般には形式上切支丹禁止のみを規定するも、實際上浪人取締の意をも含蓄せしめたと解すべきであらう。

基督敎禁止及び浪人取締は徳川時代中期以後殆んど不必要となり、従つてもはや之を以て宗門改人別改の目的と見做し得ないことゝなつた。これは當初嚴密にして且つ具體的なりし切支丹に

3) 穂積、由井正雲事件と徳川幕府の養子法(帝國學士院論文集、邦文第一號)
4) 京都圖書館藏
5) 大阪府立圖書館藏

關する規定が、甚しく簡單となり曖昧となつたのに徴しても明である。即ち當初は、

一 耶蘇宗門雖御制禁、密々弘之々族有之と相見え、于今無斷絶之條、向後は遂穿監候役人を定、當々無油斷、家中並領内改之、不審成者無之様可被申渡候。若此上切支丹宗門領内有之を從他所於顯は、可爲不念事。

一切支丹宗門共所々有之儀は、名主五人組可存所、此以前高札に書載候旨趣令違背不申出候而、以來脇於於顯は、詮議之上乍存不申出者可被行罪科旨、兼々申聞之、無油斷相改候様、可被申付事。

一切支丹宗門近年輕き者共令露顯、法を能弘切支丹は不止、勸進も致候程之者は深可有之候間、情を入遂穿監候様に可被申付事。

附り、宗門訴人之輩此已前御定之通御褒美可被下候。

寛文四年十一月二十五日

如斯先年被仰出候間、此旨を相守云々

或は

一 此以前も切々被、仰付候吉利支丹宗旨御改之儀、毎年町中五人組借屋之者共男女共致吟味、少も油斷不仕候事。

一 吉利支丹宗旨之者ニ宿を借し候ものへ、宿主縱宗門ニ而無御座候共死罪、兩隣ハ欠所ニ可被仰付候。借屋之者宿仕候は、借屋五人組可代曲事之旨、當々堅御觸之上は、油斷に存問敬候事。

一 他所が參家買候者、并借屋かりに參行者、町中が宗旨相改、寺語を立させ置可申事。

等と記されてゐたのが、後には

一切支丹宗門之事。

従前々堅御法度之趣被仰付、承知仕候。

となり了つてゐる。

- 6) 明和六年攝州西成郡海老江村宗門人別御改帳(薰洲町史所收)の冒頭に記されたる代官の令
- 7) 寛文元年大阪道修町三丁目(家持借家人)宗旨改之帳
- 8) 寛文十年以降大阪各町の例

然らば、切支丹禁止浪人取締の意義が殆んど消滅して後、尙久しく宗門改人別改制度の繼續せられたのは、如何なる目的に出でたものであらう。

慣習尊重、舊例遵守の傾向大なりし徳川幕府とても、全然無意味の制度を永く維持するとは考へられない。教令類集所收、寛文十一年の令に、

其方御代官所、邪蘇宗門改之儀、被人御念由に候得共、彌々無油斷可被申付候。向後は百姓一軒づゝ人別帳に記之、……男女をも年齢をも銘々書印候様尤候。宗門改計不眠、請事被爲吟味、可然事候間、可被得其意候。

と云ひ、

天保九年閏四月代官への令に

諸國人別之儀、追年相増候へ共、國柄に寄、享保之頃に見合候得ば、過半人數減少いたし候場所も有之、御府内人別も、相増候得共、多分は他國出生之者に付、寛政以來御入用をも不被爲臆、歸農之儀厚御世話有之候得共、兎角近國之内にも人數減少、荒地多之場所も有之、御府内之人別は次第相増候に就而は、生者寡く食者衆く相成候故、自然と凶年の御救等も莫大之事に至り、往々御世話行届兼可申哉難測に付、戸籍之儀篤と詮議いたし可申上旨、越前守殿御沙汰有之候間、在々人別増方、御府内人別減方、取締之義見込之處、無腹藏取調、銘々印封を以而早々可被申聞候事。

と云ひ、更には牧民金鑑所收、弘化元年十二月の申渡に、

入別帳之義支配替之節十ヶ年分而已是迄引渡候趣に候得共、家數人別之増減にて其村前々より之盛衰も相分、夫々取計方心得にも可相成儀に付、人別一村限帳之儀は、其以來年古き分をも不取捨、場所替、最寄替等之節々、跡支配へ引渡候様可被致候。

と云つてゐるので、前出二本松藩の人面改方之覺に

都て村々風俗も相知候間、心を付可申候事。

一軒切の暮方見候ため裝束等えも心を付可候。

と記されてゐるのを、彼此對照すれば、後世に於ては人別改或は宗門人別改帳は主として土地の榮枯、各家の盛衰を卜し、以て一般民治の參考とせんため行はれたる制度なるを知り得るのである。

五 結 言

之を要するに、宗門改人別改は島原亂前後に始り、寛文延寶頃に略々完成固定し、維新以後戶籍法の實施と共に廢絶に歸した制度である。而して最初は基督教禁止浪人取締を主たる目的としてゐたが、完成固定するや暫くにして本來の目的を喪失し、爾後は主として戶籍、人口の狀況趨勢を明にし、以て民政の一助と爲さんがため繼續せられたのである。

宗門改帳人別改帳は單に姓名を連記せるのみで、一見其の價値を認め得ないから、多くは散佚の運命に陥つて了つた。次に宗門改人別改の實行方法の記録は極めて稀である。此の二事情に加ふるに、地方によつて其の制が區々であつたから、今日より之が研究を遂げんことは頗る困難である。本稿録する所、粗漏蕪雜の至りであるが、大方の示教を得て補修するの機あらんことを期する。